

和歌山市汚染土壌処理業の許可申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 特定悪臭物質 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。

(2) 臭気指数 悪臭防止法第2条第2項に規定する臭気指数をいう。

(3) 臭気濃度 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条に規定する臭気濃度をいう。

(4) 関係地域 次に掲げる地域をいう。

ア 汚染土壌処理施設の所在地及びその隣接地

イ 汚染土壌処理施設の所在地が属する自治会の区域（自治会がない場合にあつては、当該所在地が属する町又は字の区域（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあつては、当該所在地が属する街区及びその隣接する街区）をいう。以下この号において同じ。）

ウ 汚染土壌処理施設の所在地に隣接して、イの自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあつては、その異なる自治会の区域

エ アからウまでに掲げる地域のほか、汚染土壌処理施設の稼働等により影響が想定されるものとして、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請をしようとする者（以下「許可申請予定者」という。）が定めた自治会の区域

(5) 生活環境影響調査 汚染土壌処理施設を設置し、又は変更することにより、関係地域の生活環境に及ぼす影響について、次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める調査項目のうち、汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力を勘案して、許可申請予定者が必要と認める項目について行う調査をいう。

ア 大気に係る調査 特定有害物質、二酸化硫黄、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、粉じん及び浮遊粒子状物質（SPM）

イ 水質（汚染土壌と雨水とが接触する場合は、雨水の水質を含む。）に係る調査 特定有害物質、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第88号）第3条に掲げる項目及びダイオキシン類

ウ 地下水に係る調査 地下水位及びイに掲げる調査項目

エ 騒音に係る調査 騒音レベル

オ 振動に係る調査 振動レベル

カ 悪臭に係る調査 特定悪臭物質濃度、臭気指数及び臭気濃度

(6) 関係住民 関係地域内に居住する者又は勤務地を有する者をいう。

(事前協議の申出)

第3条 市長は、許可申請予定者に対し、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立

ち、汚染土壌処理施設の設置又は変更について、市の関係部署に事前相談を行った後、生活環境調査に関する協議を行うよう指導するものとする。

2 前項の協議は、汚染土壌処理業の許可（変更）の申請に係る事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類及び生活環境影響調査結果提出書（別記様式第2号）を添付して申し出るものとする。

- (1) 事業場の土地等の使用権原を有することを証する書類及び計画地付近の見取図
- (2) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく免許を受けている場合にあっては免許を証する書類の写し、同法に基づく承認を受けている場合にあっては同法の規定による免許を証する書類の写し及び承認を証明する書類の写し
- (3) 施設配置図（公害防止施設を含む。）
- (4) 施設に係る平面図、立体図、断面図及び構造図（公害防止施設を含む。）
- (5) 施設の処理工程詳細フロー図（処理残さ物の発生工程を含む。）
- (6) 施設の処理能力設計計算書
- (7) 各公害防止施設の処理系統図（廃ガス、排水、残さ等）及び処理能力設計計算書
- (8) 管理責任者の経歴等を証する書類
（事業協議書等の閲覧）

第4条 前条第1項の協議を申し出た者（以下「申出者」という。）は、30日間、事前協議書、同条第2項各号に掲げる書類及び生活環境影響調査結果提出書（以下「事前協議書等」という。）の写しを関係地域内において閲覧に供するものとする。

2 申出者は、前条第1項の協議を申し入れた後、前項の閲覧期間の初日の14日前までに、当該閲覧期間及び閲覧場所を印刷物の回覧又は配布その他の適切な方法により関係住民に周知させるものとする。

（説明会の開催等）

第5条 申出者は、前条第1項の閲覧期間内に、関係地域内において、事前協議書等の内容を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 申出者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、次に掲げる事項を説明会の開催を予定する日の14日前までに、印刷物の回覧又は配布その他適切な方法により関係住民に周知させるものとする。

- (1) 説明会の日時及び場所
- (2) 説明会終了後に事業計画及び生活環境影響調査結果提出書について意見書を提出することができる旨、その期間及び提出先

3 申出者は、その責めに帰すことのできない事由により説明会を開催することができない場合は、事業計画及び生活環境影響調査結果提出書を要約した書類の提供その他の方法により、事業計画及び生活環境影響調査結果提出書の内容を関係住民に周知させるものとする。

（周知計画の事前相談）

第6条 申出者は、第4条第1項の事前協議書等の閲覧期間及び場所並びに前条第1項の説明会の日時及び場所を定めようとするときは、周知計画事前相談書（別記様式第3号）を提出することにより、市長の意見を聴くことができる。

(申出者による関係住民の意見聴取及びその回答)

第7条 申出者は、第4条第1項の閲覧期間が満了する日の翌日から起算して14日を経過する日までの間、関係地域の生活環境の保全に関する意見を関係住民から聴取し、期間満了後に書面にて関係住民に回答するものとする。

(関係住民への周知結果の報告)

第8条 申出者は、関係住民の意見への回答後(意見がない場合にあつては、前条に規定する期間の経過後)に、関係住民周知結果報告書(別記様式第4号)により、速やかに市長に報告するものとする。

(市長の意見)

第9条 市長は、前条の規定による報告があつた場合は、申出者に対し、関係地域の生活環境の保全上の見地からの意見(意見がない場合にあつては、その旨)を書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による意見書の通知に当たり、必要があると認める場合は、関係地域の生活環境の保全について専門的知識を有する者に意見を聴くことができる。

(事前協議の終了)

第10条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前協議を終了し、事前協議終了通知書(別記様式第5号)により申出者に通知するものとする。

(1) 事前協議書の内容が汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第4条第1号に掲げる基準に適合していること。

(2) 第4条及び第5条並びに第7条の規定による関係住民への周知等が適切に行われていること。

(3) 前条の規定による市長の意見に対し、事業計画の変更等所要の措置が適切に行われていること。

(生活環境影響調査の省略等)

第11条 申出者が汚染土壌処理施設の設置について環境影響評価法(平成9年法律第81号)、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について(平成18年環廃対060904002号・環廃産060904004号)別添の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針その他法令に基づく環境影響評価の手続きを終えている場合又は汚染土壌処理施設を変更することにより第2条第5号に掲げる全ての調査項目について環境への負荷が増えないと認められる場合は、第3条第2項の規定による申出に当たっては、生活環境影響調査結果提出書の添付を省略することができる。この場合において、第4条から第8条までの規定は適用しない。

(事前協議の取下げ)

第12条 申出者は、事前協議の申出を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出るものとする。

2 市長は、事前協議の申出から3年を経過し、かつ、関係住民周知結果報告書が提出されない場合は、事業計画の実施が困難であると認め、申出者に対し、取下げを指示できるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。